

新型コロナウイルス感染症対策等について

令和2年6月15日
経済産業省製造産業局
車両室

1. 国による競輪・オートレース業界に対する支援策について

国による競輪・オートレース業界に対する支援策について

- 令和2年度第1次補正予算において、新型コロナウイルス感染症により売上高が減少した中小・小規模事業者等に対し、実質無利子や保証料ゼロ等の資金繰り支援を措置。
- また、同補正予算において、新型コロナウイルス感染症により特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業全般に広く使える持続化給付金を創設。
- これまで政府系金融機関・信用保証協会による融資・保証の対象外としてきた場外車券売場等について、新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、改めて各業種の状況等について見直し、政府系金融機関・信用保証協会による融資・保証の対象とすることを決定。5月15日より運用開始。

資金繰り支援

- ・日本政策金融公庫等による資金繰り支援（実質無利子・無担保・既往債務借換）
予算額：1兆442億円（うち財務省計上5,421億円）
- ・小規模事業者経営改善資金の拡充（新型コロナウイルス対策マル経）
予算額：29億円（財務省計上）
- ・民間金融機関を通じた資金繰り支援（保証料ゼロ、実質無利子化、借換保証）
予算額：2兆7,014億円（うち財務省計上1兆2,062億円）

給付金の創設

- ・持続化給付金
予算額：2兆3,176億円（第1次補正予算額）
1兆9,400億円（第2次補正予算案額）

日本政策金融公庫等による資金繰り支援 (実質無利子・無担保・既往債務借換)

令和2年度補正予算額 **1兆442.0億円** <うち財務省計上5,421.0億円>

事業の内容

事業目的・概要

- 令和元年度予備費により措置した、新型コロナウイルス感染症の影響により、業況悪化を来している中小企業・小規模事業者・個人事業主（事業性のあるフリーランスを含む）等の資金繰り支援を継続実施するため、出資金により日本政策金融公庫の財務基盤を強化します。

①日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫等による特別貸付

- 日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫（危機対応融資）等が「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を実施します。
- また、新規融資とあわせて既往債務の借換を可能とし、借換部分についても当初3年間0.9%の金利引下げを行うことで、月々の利息負担及び返済負担軽減を図ります。

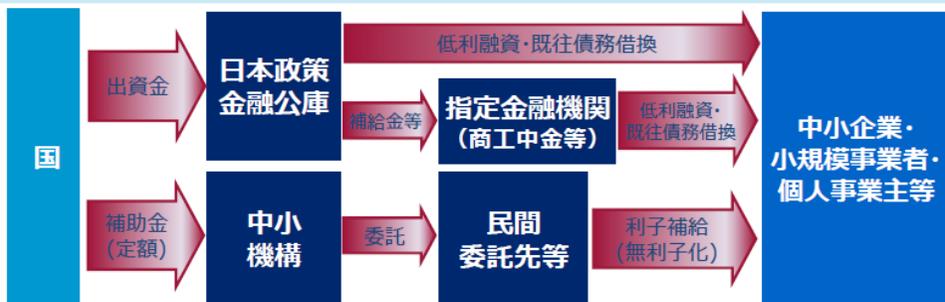
②利子補給による実質無利子化

- 一定の要件を満たした事業者に対して、既往債務の借換部分を含め、借入後3年間の利子補給を実施することで、実質無利子化します。

成果目標

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者・個人事業主（事業性のあるフリーランスを含む）等の資金繰り円滑化。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

①日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫等による特別貸付

融資対象：新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上高が前年又は前々年比5%以上減少した方

※業歴3か月以上1年1ヶ月未満の場合等は、最近1か月の売上高が過去3か月（最近1か月を含む。）の売上高の平均額に比し5%以上減少していること等。

（※）個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）は、影響に関する定性的な説明でも可とするよう柔軟に運用

※商工組合中央金庫は別途、危機対応業務として中堅向け貸付等も実施

貸付限度：中小事業3億円（別枠）、国民事業6千万円（別枠）
商工中金等（以下、危機対応）3億円

貸付利率：当初3年間 基準利率▲0.9%、4年目以降基準利率
中小事業・危機対応1.11%→0.21%、国民事業：1.36%→0.46%

利下げ限度額：中小事業・危機対応1億円、国民事業3千万円

※貸付限度額・利下げ限度額は新規融資と既往債務借換の合計

貸付期間：設備資金20年以内、運転資金15年以内

据置期間：5年以内 担保：無担保

基準利率：中小事業・危機対応1.11%、国民事業1.36%

※令和2年4月1日時点、貸付期間5年、信用力や担保の有無に関わらず一律

②利子補給による実質無利子化

適用対象：日本政策金融公庫等の新型コロナウイルス感染症特別貸付等により借入を行った事業者のうち、以下の要件を満たす方

- ①個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）・・・要件無し
- ②小規模事業者（法人に限る）……………売上高▲15%
- ③中小企業者（上記①②を除く）……………売上高▲20%

補給上限：中小事業・危機対応1億円、国民事業3千万円、当初3年間
※利子補給上限は、新規融資と既往債務借換との合計金額

小規模要件：製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下
卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

小規模事業者経営改善資金の拡充(新型コロナウイルス対策マル経)

令和2年度補正予算額 **29.0億円** (財務省計上)

事業の内容

事業目的・概要

- 小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経融資）制度は、商工会・商工会議所・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行う制度です。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた小規模事業者の資金繰りを支援するため、新型コロナウイルス対策特枠として、以下の措置を実施します。
 - ①貸付限度額について、別枠として1,000万円を措置
 - ②貸付金利について、別枠1,000万円の範囲内で、当初3年間、通常の金利から▲0.9%引下げ
 - ③据置期間について、設備資金を4年以内、運転資金を3年以内に延長

条件（対象者、対象行為、補助率等）

- 貸付対象者は、新型コロナウイルス感染症の影響により最近1か月の売上高が5%以上減少した小規模事業者です。

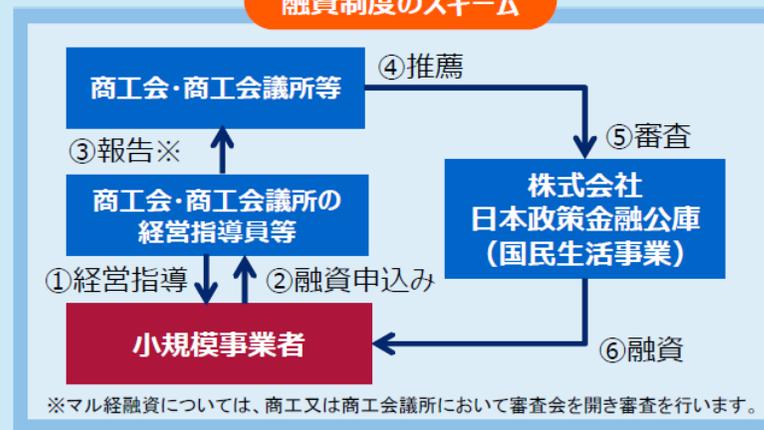
成果目標

- 本融資を通じて小規模事業者の経営改善の促進を目指します。



事業イメージ

融資制度のスキーム



貸付条件

<新型コロナウイルス対策特枠>

- 貸付限度額：別枠1,000万円
- 貸付金利：0.31%（令和2年3月10日現在）
※当初3年間、経営改善利率より▲0.9%引下げ
- 貸付期間：設備資金10年以内、運転資金7年以内
- 据置期間：設備資金4年以内、運転資金3年以内
- 担保等：担保・保証人は不要
- 経営指導：原則6か月以上、商工会等の経営指導を受けること

<本体枠>

- 貸付限度額：2,000万円
- 貸付金利：経営改善利率 1.21%（令和2年3月2日現在）
- 貸付期間：設備資金10年以内、運転資金7年以内
- 据置期間：設備資金2年以内、運転資金1年以内
(担保等は新型コロナウイルス対策特枠と同じ)

民間金融機関を通じた資金繰り支援(保証料ゼロ、実質無利子化、借換保証)

令和2年度補正予算額 **2兆7,014億円** <うち財務省計上 1兆2,062億円>

事業の内容

事業目的・概要

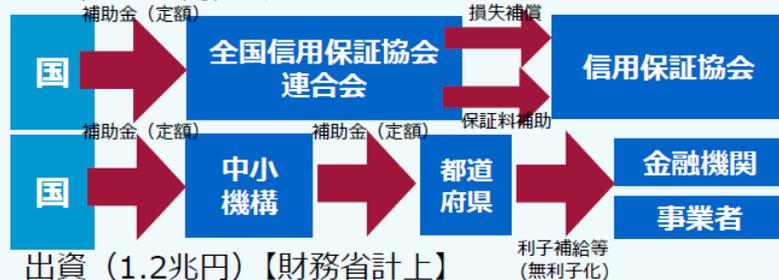
- 新型コロナウイルス感染症により売上が減少した中小・小規模事業者等に対して、制度融資を活用して保証料補助や実質無利子化を行うことで、信用保証を伴う民間金融機関を活用した資金繰り支援を実施します。
- また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の資金繰りを緩和するため、信用保証付融資の既往債務の借換により、返済負担を軽減します。一定の要件を満たした場合には、借換についても保証料補助や実質無利子化の対象とします。

成果目標

- 新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障を生じている中小・小規模事業者・個人事業主の資金繰りを円滑化します。

条件(対象者、対象行為、補助率等)

補助(1.5兆円)【経産省計上】



事業イメージ

- 新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障を生じている中小・小規模事業者・個人事業者に対し、都道府県等が実施する制度融資を活用し、保証料ゼロや実質無利子化を実現。

対象要件：新型コロナウイルス感染症の影響により売高等が減少した事業者(セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証の認定を受けた事業者が対象)

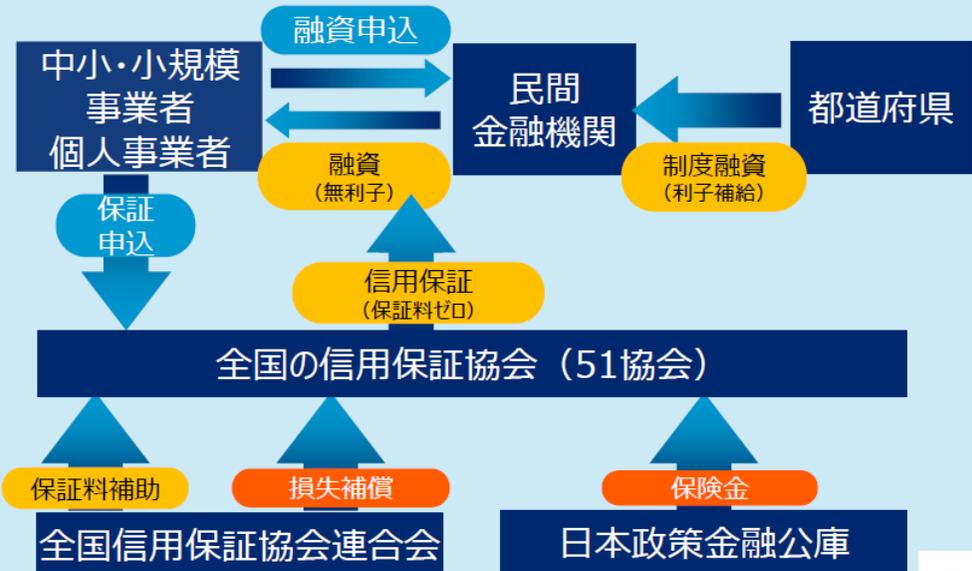
個人事業主(事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る)

▲5% 保証料ゼロ、無利子(当初3年)

中小・小規模事業者 ▲5% 保証料1/2

中小・小規模事業者 ▲15% 保証料ゼロ、無利子(当初3年)

融資上限額：3000万円、



持続化給付金

令和2年度補正予算額 **2兆3,176億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うインバウンドの急減や自粛等の影響などにより、中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者、その他各種法人等の業況に大きな影響が出ています。
- このため、感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給します。

成果目標

- 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響が大きい者の事業の継続を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

- 売上が大きく減少した事業者に対し、法人200万円、個人事業者100万円を上限に、現金を給付いたします。

給付対象者：

中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者、その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が前年同月比で50%以上減少している者

給付額：

法人は200万円、個人事業者は100万円

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■ 売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入)

－ (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

持続化給付金

令和2年度第2次補正予算案額 **1兆9,400億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うインバウンドの急減や自粛等の影響などにより、中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者、その他各種法人等の業況に大きな影響が出ています。
- このため、感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給します。

成果目標

- 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響が大きい者の事業の継続を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

- 売上が大きく減少した事業者に対し、法人200万円、個人事業者100万円を上限に、現金を給付いたします。

給付対象者：

中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者、その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が前年同月比で50%以上減少している者

給付額：

法人は200万円、個人事業者は100万円

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■ 売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入)

－ (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

2. 緊急事態宣言期間中における公営競技の開催状況等について

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言について

- 本年4月7日、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、7都府県に対し5月6日まで緊急事態宣言を発令。4月16日、全都道府県を対象に緊急事態宣言を発令。
- 5月4日、全都道府県に対する緊急事態宣言を5月31日まで延長。
- 地域ごとの感染者数の動向、医療提供体制のひっ迫状況などを踏まえ、緊急事態宣言を解除（5月14日：39県、5月21日：3府県、5月25日：5都道県）。
- 各都道府県の緊急事態宣言の期間については以下のとおり。

○ 緊急事態宣言の期間（注）太字は競輪場が所在する都道府県、下線は他公営競技が所在する都道府県

期間	対象地域
1. 本年4月7日から5月25日	埼玉県 、 千葉県 、 東京都 、 神奈川県
2. 本年4月7日から5月21日	大阪府 、 兵庫県
3. 本年4月7日から5月14日	福岡県
4. 本年4月16日から5月25日	北海道
5. 本年4月16日から5月21日	京都府
6. 本年4月16日から5月14日	青森県、 岩手県 、宮城県、秋田県、山形県、 福島県 、茨城県、栃木県、 群馬県 、 新潟県 、富山県、 石川県 、 福井県 、山梨県、長野県、 岐阜県 、 静岡県 、 愛知県 、 三重県 、滋賀県、 奈良県 、 和歌山県 、鳥取県、島根県、 岡山県 、 広島県 、 山口県 、 徳島県 、 香川県 、 愛媛県 、 高知県 、 佐賀県 、 長崎県 、 熊本県 、 大分県 、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

緊急事態宣言期間中における公営競技の開催状況

- **全ての公営競技**について、2月末以降、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**無観客にて開催**をし、発売も**インターネット発売のみに限定**。
- 緊急事態宣言期間中（以下、「期間中」という。）における公営競技の開催状況については、以下のとおり。

○期間中における公営競技の開催状況

公営競技名	施行者	開催状況	
		開催又は中止	開催形態
中央競馬	J R A	◎（開催予定の全7場で開催）	無観客開催継続
地方競馬	自治体	◎（開催予定の全14場で開催）	無観客開催継続
競艇	自治体	◎（開催予定の全24場で開催）	無観客開催継続
オートレース	自治体	○（開催予定があった5場中4場で開催）	無観客開催継続 ※1施行者（山陽小野田市）のみ、近隣市でクラスターが確認されたため、開催中止。
競輪	自治体	△（開催予定があった39場中8場で開催）	無観客開催継続（9施行者） ※約4分の3の施行者が中止。詳細は次頁以降に記載。

◎：予定通り開催、○：ほぼ予定通り開催、△：予定の半分以上を中止

緊急事態宣言期間中における競輪開催・中止について①

- 期間中における競輪開催・中止を類型化すると以下のとおり。

- 類型 1 : 期間中に中止しなかった施行者
- 類型 2 : 対象地域に指定される前に中止したものの、期間中から再開した施行者
- 類型 3 : 期間中に中止したものの、期間中から再開した施行者
- 類型 4 : 期間中に開催をしていたものの、期間途中で中止した施行者
- 類型 5 : 期間中に借り上げでは開催したものの、自場開催は中止した施行者
- 類型 6 : 期間中のみ中止した施行者
- 類型 7 : 対象地域に指定される前に中止を判断し、期間終了まで中止した施行者
- 類型 8 : 期間中に中止を判断し、解除後も中止した施行者
- 類型 9 : 対象地域に指定される前に中止を判断し、解除後も中止した施行者

- 類型に基づく分析は、以下のとおり。

(注) 下線は他公営競技がある都道府県に所在する自治体

類型	緊急事態宣言期間／施行者		理由
1	4/7-5/25	<u>川崎市</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3密対策を取った上で、都道府県に確認の上で開催 ・ 自場が改修中のため、3密対策を取った上で、競輪場が所在する都道府県に確認の上で開催(岸和田市)
	4/7-5/21	<u>岸和田市(借上開催(小倉))</u>	
	4/7-5/14	<u>北九州市</u>	
	4/16-5/14	<u>伊東市、玉野市、広島市、武雄市、佐世保市</u>	
2	4/16-5/14	<u>名古屋組合</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選手要望により中止と判断。その後、選手と合意し、3密対策を取った上で、都道府県に確認の上で再開
3	4/7-5/25	<u>千葉市(借上開催(川崎))</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3密対策が取ることができないこと、選手や競輪関係者の県境移動があることを理由に中止と判断。その後、3密対策を取った上で、都道府県に確認の上で再開
4	4/16-5/14	<u>静岡市</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業自粛等の要請
5	4/7-5/14	<u>久留米市(借上開催(小倉))</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自場開催については、選手や競輪関係者の県境移動があることを理由に中止と判断。借上開催については、3密対策を取った上で、競輪場が所在する都道府県に確認の上で開催
	4/16-5/14	<u>防府市(借上開催(小倉))</u>	

緊急事態宣言期間中における競輪開催・中止について②

(注) 下線は他公営競技がある都道府県に所在する自治体

類型	緊急事態宣言期間／施行者		理由
6	4/7-5/25	<u>埼玉県</u> 、 <u>松戸市</u> 、 <u>十一市組合</u> 、 <u>立川市</u> 、 <u>平塚市</u> 、 <u>小田原市</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言による自らの判断（埼玉県、平塚市、いわき市、大垣市、四日市市、福井市、奈良県） ・3密対策が取ることができない（松戸市、小田原市、十一市組合、京都府） ・県知事による休止要請（弥彦村） ・医療崩壊防止（福井市） ・選手や競輪関係者の県境移動（松戸市、小田原市、十一市組合、和歌山県、小松島市、熊本市） ・営業自粛等の要請（和歌山県） ・選手要望（小松島市）
	4/16-5/21	京都府	
	4/16-5/14	<u>いわき市</u> 、 <u>弥彦村</u> 、 <u>大垣市</u> 、 <u>四日市市</u> 、 <u>福井市</u> 、 <u>奈良県</u> 、 <u>和歌山県</u> 、 <u>小松島市</u> 、 <u>熊本市</u> (借上開催(久留米))	
7	4/16-5/25	<u>函館市</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・選手や競輪関係者の県境移動（函館市、前橋市、宇都宮市、豊橋市、高松市） ・3密対策が取ることができない（前橋市、宇都宮市） ・選手要望（豊橋市） ・緊急事態宣言を踏まえ中止の判断（岐阜市、松阪市、高知市、別府市） ・公的施設の中止（高知市）
	4/16-5/14	<u>前橋市</u> 、 <u>宇都宮市</u> 、 <u>豊橋市</u> 、 <u>岐阜市</u> 、 <u>松阪市</u> 、 <u>高松市</u> 、 <u>高知市</u> 、 <u>別府市</u>	
8	4/16-5/14	富山市	・緊急事態宣言を踏まえ中止の判断、選手や競輪関係者の県境移動
9	4/16-5/14	青森市、松山市	・選手や競輪関係者の県境移動